

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、所有者の氏名、建物移転料計算書の諸経費率・再築補償率及びその比率が明らかになる金額を除き公開すべきである。

2 異議申立ての主旨

異議申立ての主旨は、異議申立人が平成12年11月30日付けで名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号。以下「条例」という。）に基づき行った、下記の文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求に対し、名張市長が平成12年12月6日付けで行った部分公開決定の取消しを求めるというものである。

記

平成9年度（仮称）名張市斎場建設予定地物件移転補償額算出業務委託報告書
[損失補償評価算定書（A棟～E棟） 建物移転料計算書（F棟、G棟～J棟）]

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の決定は条例の解釈運用を誤っているというものである。

条例第6条第2号に該当するとしていることについて

（1）A棟～E棟については、平成12年11月20日付け名斎第100号の公文書公開決定通知により、閲覧と写しの交付を受けた中で、物件調査内訳書、建物調査箇所、すでにその建物の所有者はA氏であり、建物調査箇所も斎場建設予定地内であることが明らかにされているので、部分公開にする理由は全くない。

また、処分庁からこの決定通知についての新たな処分通知を受領した事実もない。

（2）F棟、G棟～J棟についても、（1）と同様で非公開にする理由はない。委託契約書の中身に、契約表題からは考えられない斎場建設予定地以外のA氏の廃牛舎と牛糞処理場の建物（F棟、G棟～J棟）の損失補償が含まれている。本条例の目的である市民の知る権利は、保障されなければならないし、行政の市民に対する説明責任と市政運営の公正な推進と、市民の理解と信頼を確保するためにも公開は必要である。

また、公的機関である（財）三重県建設技術センターが建設省の基準に準拠して損失補償額を算出したもので、この算出基準は公開されており、これに準拠して算出された積算の基礎を、市民には知る権利があり、当然に明らかにすべき性格のものである。かつその算出額について市民が検討する機会を与えなければならない。

以上の理由により、全面公開すべきである。

4 実施機関の部分公開理由説明要旨

- (1) 平成 9 年度に発注した平成 9 年度（仮称）名張市斎場建設予定地物件移転補償額算出業務委託契約の業務内容は、斎場建設事業に関連した調査業務である。
- (2) 調査物件(A 棟～ E 棟)については、平成 1 1 年 6 月に補償契約を締結している。損失補償評価算定書には、建物補償額等の内訳及び総額と物件所有者の氏名が記載されており、氏名については個人情報に該当する。
- (3) 調査物件(F 棟、 G 棟～ J 棟)については、本物件の補償交渉は未完であり、建物移転料計算書には、物件所有者の氏名や補償金算定に必要な各種の調査項目及び調査結果並びに補償項目の算定結果が記載されており、個人情報に該当する。
- (4) 「公共用地の取得に伴う損失補償基準」は、公開(昭和 3 7 年 1 0 月 1 2 日用地対策連絡会理事会決定)されている。しかし、本補償額の算定基礎である中部地区用地対策連絡協議会発行の損失補償算定標準書は、公開されておらず、公開することは今後の補償交渉に支障をきたすおそれがある。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、本件対象公文書をインカメラで審査し、以下のとおり判断する。

(2) 条例第 6 条第 2 号（個人情報）の該当性について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、公開しないことができることを定めたものである。

本件対象公文書には、所有者の氏名が記載されており、これについては条例第 6 条第 2 号で規定されている「特定の個人が識別され得るもの」に該当する。また、本号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が非公開としたことは妥当である。

建物移転料計算書については、名張市が（財）三重県建設技術センターに委託したものであり、当センターが補償額を決定するために、当該所有物件に関し客観的立場で調査したものである。所有者の氏名が、広く一般に知られている状況からすれば、当該情報を公開することで特定の個人の資産状況が明らかになるとも考えられるが、所有者の保有財産の全部が明らかになるわけではなく、補償額決定のための調査を通じて、所有者の保有財産の一部が明らかになるにすぎない。なお、当該情報の公開自体により、特定の個人が識別され、又は識別に影響が及ぶとはいえない。従って、市民に対して適正な損失補償を行っていることを説明するうえでも公開すべきである。

よって、所有者の氏名以外の情報は、条例第6条第2号（個人情報）には該当しないので、公開するのが妥当と判断する。

（3）条例第6条第4号（行政運営情報）口の該当性について

本件事案のうち建物移転料計算書（F棟、G棟～J棟）について、実施機関は、個人情報に該当するので非公開としているが、審査会として事務事業情報性があると判断し、以下検討する。

本号口は、事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質から公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生じるおそれのある情報は、公開しないことができることを定めたものである。

実施機関は、F棟、G棟～J棟の損失補償について、今後どのような事業を行うかどうかも決定していないと主張している。しかし、当該移転料の調査は、斎場建設と密接不可分に行われたものと言わざるを得ず、本事案における当該事務事業は、斎場建設である。そのように考えると、このF棟、G棟～J棟の移転料調査の公開が、斎場建設に影響を及ぼすかどうかという点が問題となるが、この点を判断するに重大な影響はないといえる。従って、事務事業情報として考えても公開すべきである。ただし、公開すること自体には問題がなくても、今後の事務事業において、担当職員が説明しにくくなったり、用地交渉対象者に期待を抱かせるおそれがあり、適正な損失補償ができなくなるなど交渉の複雑化と適正さが失われるという可能性も否定できない。この点に鑑みれば、建物移転料計算書の諸経費率・再築補償率及びその比率が明らかになる金額を除き公開するのが妥当である。

（4）結論

よって、冒頭の「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
13. 1. 17	・実施機関から諮問書受理
13. 1. 17	・実施機関に対して部分公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13. 2. 6	・実施機関から部分公開理由説明書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13. 2. 7	・異議申立人に対して部分公開理由説明書(写)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13. 2. 15	・異議申立人からの意見書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13. 2. 16	・実施機関に対して異議申立人の意見書(写)を送付
13. 2. 28	・実施機関から補足説明の延期について(お願い)受理
13. 3. 13	・書面審理 ・異議申立人の口頭意見陳述の聴取 ・審議 (第8回審査会)
13. 4. 10	・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第9回審査会)
13. 5. 15	・審議 ・答申 (第10回審査会)